

国民健康保険に加入する方へ

限度額適用認定証更新のお知らせ

国民健康保険では加入者の年齢や世帯の所得に応じて、1カ月の医療費の自己負担限度額が決まっています。下表。

事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示すると、支払いが限度額までとなります（食事代や部屋代は対象外）。

各認定証の申請・更新手続き

有効期限が令和元（平成31）年7月31日の認定証をお持ちの方は、更新手続きをしてください。

- ◆対象者
 - ・70歳未満の国民健康保険加入者で、国民健康保険の滞納がない世帯の方
 - ・70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、所得区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方

- ◆申請に必要なもの
 - ①国民健康保険証
 - ②印鑑
 - ③世帯主および対象者の個人番号確認書類（通知カード、マイナンバーカードなど）
 - ④来庁する方の本人確認書類（運転免許証など）

◆注意事項
限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証は申請月の1日から有効です。

- ・下表の所得区分で、「オ」、「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の世帯の方を対象に、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付には事前の申請が必要です。
- ・所得区分を判定するために、世帯主と世帯の国民健康保険加入者全員の所得申告が必要です。
- ◆問合せ 保険医療課保険担当（市役所内線253・254）

1カ月の自己負担限度額（年齢および所得別）

◆70歳～74歳の方

所得区分	自己負担限度額		
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	4回目以降の限度額（※1）
現役並み所得者※2 Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1%		140,100円
Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1%		93,000円
Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1%		44,400円
一般（※3）	18,000円（※6）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ（※4）	8,000円		24,600円
低所得者Ⅰ（※5）	8,000円		15,000円

◆70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額	
	3回目までの限度額	4回目以降の限度額（※1）
ア 901万円超	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ 600万円超901万円以下	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ 210万円超600万円以下	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- （※1）過去12カ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。ただし、70～74歳の所得区分「一般」の外来（個人単位）による高額療養費の支給はこの回数に含まれません。
- （※2）同世帯に70歳～74歳で住民税課税所得が145万円以上の国民健康保険加入者がいる方で、医療費の自己負担割合が3割の方。自己負担限度額の外来（個人単位）・外来+入院（世帯単位）の区別はありません。
- （※3）住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割の方
- （※4）世帯主および国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯の方
- （※5）※4の条件に加えて、各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円の方
- （※6）1年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額は144,000円です（「一般」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」であった月の外来の合計限度額）。

広報にしわき・市ホームページに 広告を掲載しませんか



西脇市では、財源確保と地域経済の活性化などを目的に、広報にしわきと市ホームページに有料広告を掲載しています。

◆提出書類

- ・広告掲載申込書
- ・事業内容が分かる書類

※資格や免許が必要な業種については、資格を証明する書面や免許証の写しなども必要です。

◆掲載枠・掲載料（1ヵ月当たり）

◇広報にしわき

- ・1枠（縦4.5cm×横18.1cm）=25,000円
- ・1/2枠（縦4.5cm×横9cm）=14,000円
- ・1/3枠（縦4.5cm×横5.5cm）=10,000円

◇市ホームページ

- ・1枠（縦60ピクセル×横150ピクセル）=10,000円

◆その他

- ・掲載は先着順です。申し込み多数の場合、広報にしわきへの掲載は市内事業者を優先します。
- ・広報にしわきへの掲載の申込締切は、掲載を希望する広報発行日の30日前です。
- ・6ヵ月以上継続して掲載すると、掲載料が5パーセント割引されます。
- ・掲載には規程などに基づいた審査があります。場合によっては掲載できない場合があります。

◆申込み・問合せ

秘書広報課（市役所内線333）



▲広報にしわきへの掲載



▲市ホームページへの掲載

新庁舎 井戸端会議

新庁舎等の整備についてお知らせします！

新庁舎・市民交流施設の整備内容について、利用する団体の皆さんと意見交換会を実施しています

広報7月号でお知らせしたとおり、令和3年5月の供用開始を目指して、新庁舎・市民交流施設の実施設計が完了しました。施設の整備を担当する新庁舎建設室では、これまでに皆さんからいただいたご意見を反映した設計内容について、市民の皆さんとの意見交換を行っています。今回は、子育て学習センターを利用する皆さんとの意見交換の様子についてお知らせします。



▲みらいえでの説明会

◇これまでのご意見

新庁舎・市民交流施設には、授乳室や子どもが利用しやすいトイレを設けるなど、子育て世代にも配慮した施設にしてほしい。

◇実施設計での対応状況

子育て世代や高齢者など誰もが利用しやすく居心地の良い施設となることを計画しています。

施設内にベビーシートやフィッティングボードなどを設置した多目的トイレを8ヵ所設けているほか、個室ブースがある授乳室を2ヵ所設けています。

* * * * *

現在の市庁舎や市民会館では、設備が十分でないために、施設を利用する親子連れの皆さんにご不便をお掛けしています。新庁舎等では、多目的トイレや授乳室など基本的な設備を充実させるとともに、子どもと一緒に気兼ねなく観覧できる「観覧室」をホールに設けるなど、誰もが居心地よく過ごせる空間づくりを目指します。

◆問合せ 新庁舎建設室（市役所内線365）